

入札監理小委員会  
第483回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第483回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年10月24日(火)16:50～17:47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- 文化庁メディア芸術祭の企画・運営(文化庁)
- 研究開発推進事業等の実施に係る運営管理業務  
(研究振興事業に関する課題の運営管理業務)(文部科学省)

<出席者>

(委員)

古笛主査、小松専門委員、清水専門委員、石村専門委員

(文化庁)

文化庁文化部芸術文化課 柏田支援推進室長

文化庁文化部芸術文化課 伊野室長補佐

文化庁文化部芸術文化課 伊藤係長

(文部科学省)

文部科学省研究振興局参事官(情報担当) 原参事官

文部科学省研究振興局参事官(情報担当) 付 安田参事官補佐

文部科学省研究振興局参事官(情報担当) 付計算科学技術推進室 大西企画推進係長

文部科学省研究振興局参事官(情報担当) 付 林管理係長

文部科学省研究振興局参事官(情報担当) 付計算科学技術推進室 塚本専門職

(事務局)

栗原参事官、池田参事官

○古笛主査 それでは、ただいまから第483回入札監理小委員会を開催します。

本日は、2件の審議となっております。1件目は、文化庁メディア芸術祭の企画・運営の実施要項（案）の審議を行います。本案件については、文化庁文化部芸術文化課支援推進室の柏田支援推進室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○柏田支援推進室長 よろしくお願いたします。

早速ですが、参考資料の「契約状況等の推移」の表をご覧くださいと思います。この市場化テストは平成27年度から実施しております。いろいろ紆余曲折がございまして、28年度については20周年で企画展とコンテスト業務を分け、コンテスト業務については総合評価落札方式、20周年企画展示業務については企画競争を実施しました。29年度につきましては、一本化してコンテスト部門と展覧会部門で実施しております。いずれも1者応札です。前回、本小委員会でもご指摘がありまして、そもそもコンテスト部門と展覧会業務を分けてやったらどうだというご指摘もいただきました。30年度につきましては、コンテスト部門と展覧会部門を分けて実施要項をつくって入札を行う予定です。主な変更点としては、こちらにあります展覧会企画・運営とコンテストの企画・運営と両方の実施要項を作成し、それぞれの業務に特化して記載しております。

それから、それに伴いまして、コンテスト部門の5ページの業務のところでございます。そこに、次回の展覧会業務を受託する団体に対して情報の共有、データの提供等を行うことと、作品の著作者の承諾、それから媒体の掲載に関する留意事項等をあわせて取りまとめることを業務内容として追記しております。

それから、コンテスト部門と展覧会両方共通ですが、評価方法における加点項目について、全省庁統一的取扱いとしてワークライフバランス等に関する記載を加えました。

それから、入札要件の緩和で入札スケジュールの確保でございます。27年度にこの市場化テストが始まりまして、21日間公告期間を取っております。29年度にはそれを22日にして、30年度も22日で実施しようと思っております。

それから、入札公告を行うにあたりまして、いろいろな団体に声かけを実施しようと思っております。今回4者ほどヒアリングを行いました。1者につきましては、現受託している団体が持っているような関係者との連携調整が難しいことや、この予算では専門のスタッフチームを構築することが難しいという意見や、予算規模で難しい、あるいはこの提出処理、準備に時間が不足して入札を見送ったという話もございました。今後も引き続き、

入札を行う前にはいろいろな団体にお声かけをして、極力新規参入を促すような取組みをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。コンテスト部門と展覧会部門を分けられたということでしょうか。そこが一番大きいところですね。

○柏田支援推進室長 はい。

○古笛主査 いかがでしょうか。

○清水専門委員 ヒアリングをされて、感触はどのような感じですか。複数で来てくれそうな感触はありますか。

○柏田支援推進室長 コンテスト部門は、データの管理や審査委員会用のいろいろなデータベースをつくったり、そういうものがあるのでなかなか厳しいと思いますが、展覧会部門については展覧会業務をやっている業者は多いと思います。さほど特殊な業務ではないと思われまので、新規に参入してくる業者は結構あるかと思っております。

○清水専門委員 ああ、そうですか。

○小松専門委員 よろしいですか。

○古笛主査 どうぞ、お願いします。

○小松専門委員 多分コンテストのほうはなかなか、今おっしゃったように、難しいと思います。こちらはどうか。民間委託するような話なのか、もうもともと直轄で文化庁ご自身でおやりになるほうがいい話なのか。その辺のご判断は何かされているところがありますか。

○柏田支援推進室長 文化庁という政府の組織でありますので、極力本省では企画・立案業務に特化し、独立行政法人制度により業務を移管したり、一定の業務は外部委託している状況であります。データベースやコンテスト審査をやっているところはほかにもありまして、例えば、某印刷会社では結構幅広くやられており、聞いた感じでも参入が不可能という状況ではなさそうでしたので、そういったところにも広く声をかけてやっていきたいと思っております。

○小松専門委員 わかりました。複数になるように期待しています。

○古笛主査 そうですね。従来からなかなか1者が続いていたので。今回は分けられたので、参入障壁が少しは取り除かれていると思います。よろしいでしょうか。

では、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

文化庁におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

委員の先生方よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（文化庁退室・文部科学省入室）

○古笛主査 続きまして、2件目は、研究開発推進事業等の実施に係る運営管理業務（研究振興事業に関する課題の運営管理業務）の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、文部科学省研究振興局の原参事官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○原参事官 ありがとうございます。ご紹介いただきました文部科学省で研究振興局の情報担当参事官をしています原と申します。今日はよろしくお願いいたします。

資料として、お手元に「研究開発推進事業等の実施に係る運営管理業務（研究振興事業に関する課題の運営管理業務）」民間競争入札実施要項（案）、資料B-2をご参照いただければと思います。大部でございますが、資料を開いていただきまして3ページ目にこの事業の趣旨がございます。こちらの2ポツにございます「対象公共サービスの詳細な内容」以下でこの事業を記述をさせていただいております。この事業は3ページ目の下のほうに

ございますが、スーパーコンピュータ開発公募事業といった事柄に関連することをやっている事業でございます。内容に関しましては、同席しております担当の補佐からご説明させていただきます。

○安田参事官補佐 参事官補佐の安田でございます。研究開発推進事業等の実施に係る運営管理業務（研究振興事業に関する課題の運営管理業務）について、ご説明させていただきます。

まず、本事業の概要です。平成26年度に事業選定されておりました、市場化テストとしては4期目の事業でございます。何度もご説明しておりますが、平成26年度に選定される前までは、課題の進捗管理等を行う主な分野としてライフサイエンス分野、ナノテクノロジー材料分野、情報分野がございました。平成27年度より、ライフサイエンス分野が法人業務、国立研究開発機関の日本医療研究開発機構に移管されまして、国が自らやらなくなったものですから、情報分野のみと事業を縮小して民間競争入札を実施しております。

次に、本事業の業務内容を簡単にご説明させていただきます。本事業では特定先端大型研究施設、スーパーコンピュータの開発を実施するにあたり、必要となる公募の実施、採択課題についての事業面・経理面での進捗管理をしていただくこととなります。具体的には、委託業務でもありますスーパーコンピュータを活用したアプリケーション開発事業、それから、HPC I システムの運営業務ならびに補助事業であります次世代領域研究開発事業について、採択課題の契約締結等の事務支援、補助事業があるのですが、業務実施期間中における進捗管理を実施するとともに、これらの業務を通じて本事業の効果的・効率的・経済的な実施に資する提案をさせるものです。

次に、昨年度からの主な変更内容でございます。3ページ、4ページを開いていただきますと、見え消しで記載されていますとおり、未来社会実現のためのITC基盤技術の研究開発が平成29年度限りで終了しております。評価作業が終わりまして、今回の実施要項等には含まれておりません。そのため、昨年まで配置を求めていましたプログラムオフィサーやプログラムディレクター、課題の採択、評価における専門性・機動性・戦略性・研究費の執行を含むマネジメント等の説明責任を遂行していただく専門家が今事業では不要となりました。

また、当省で実施されている外部有識者による物品役務等契約監視委員会の場で、本事業の件名が先ほども「運営管理」と申し上げました。もともと「調査分析」業務で事業を

実施していたのですが、監視委員会の場において、「調査分析」業務になっているが実際の業務内容は公募などの支援業務であって事業名と業務内容に乖離があるのではという指摘を受けました。そのときに「運営支援」と変更するべきではないかと。もう数年やっていた提案による評価点の加点にあたる部分が見当たらないというか、加点すべき部分がないのではないかとのご意見を頂戴したことを受けて、省内の会計担当部署と議論を重ねまして、調達方式を総合評価落札方式から最低価格落札方式へ見直しました。事業名も「調査分析」から「運営管理」に変更することにおいて、応札者の増加を期待する改善を行いたいと考えております。

それでは、入札実施要項のご説明をさせていただきます。3ページです。趣旨等については先ほどご説明したとおりでございます。ここの中は「調査分析」の部分を「運営管理」業務と変更しております。公共サービスの詳細な内容およびその実施にあたり確保されるべき質に関する事項の対象公共サービスの詳細な内容です。先ほど申し上げたとおり、未来社会実現のためのICT基盤技術の研究開発が終了しましたので、この部分を削除しております。それで、特定先端大型施設、スーパーコンピュータの開発を実施するにあたり必要とされる課題の公募、採択課題についての事業面・経理面での進捗管理、外部有識者による採択課題の評価、それから公募事業の実施にあたり必要になる情報の把握等を行っていただくことは昨年と同様となっております。昨年まではこの業務を実施して、本事業のあり方や問題点を抽出して「分析・考察などを行ってください」と記載しておりました。「本公募事業に資する考察を市場のニーズなどを調べてください」と変更しております。

それで、ICT基盤技術の公募の趣旨がなくなっておりますので、こちらは削除しております。4ページ目です。それから、「参考2」をただの「参考」にしまして、スーパーコンピュータ開発公募事業の趣旨等の説明を記載しております。

すいません、昨年度お諮りしたときにまだ概算要求の真っ只中で、次世代アーキテクチャに向けたソフトウェアの研究開発の部分が「どういうことをやるのかまだ決まっていません」と申し上げた記憶がございます。その部分、研究テーマを記載させていただきました。

そして、5ページの1から4は、こちらICT基盤技術公募事業に関する部分ですので、削除しております。5ページの4に飛んでいただいて、スーパーコンピュータ開発公募事業の内容を最低価格落札方式にあわせて見直した部分を変更する形で記載を修正しております。各業務の詳細は別添1の調達仕様書に詳しく書いております。こちらは項目のみ記

載しております。公募の実施、採択課題の公表、進捗管理、採択課題の契約締結、や交付決定の必要書類の提出依頼、契約締結または交付決定の支援事務、進捗管理、前年度の委託補助の確認調査の支援、委託業務成果報告書、中間評価の評価委員や中間評価基準のお手伝い、中間評価資料の作成依頼や出席依頼等々になっております。

それで、5-7ページの④のところです。今まで「分析」としてきましたが、言い方を変えて「考察」としております。それから、その他です。こちらも項目だけ、e-Radの運営をしてください、本公募事業のホームページをつくってください、進捗管理状況報告書を提出してごさいなどの項目のみを掲げております。

次のページ、6ページにいきます。6ページは変更はございません。ICTが抜けた部分の削除を行っております。7ページもICTの関連が抜けていますので、PD・POとの連携などそういう部分を削除しております。

8ページにいきます。こちらは実施期間に関する事項、年度が変わりましたので30、31としています。入札参加資格に関する事項を体裁について半角スペースがあったり、段落ずれがあったのでそこを直しております。あと(11)です。今まで提案書類の点数をつけていたのですが、点数はつけずにこの事業が実施できるかできないかだけで判断しますので、「提案書類において業務の実施に必要な要件が満たされているか確認できること」と追記しております。

9-1ページの5番目です。入札参加の募集に関する事項で、入札に係るスケジュールこちらの年度更新という形です。29年から30年1月という形で入札公告、入札説明会、質問受付期限の29年を30年に修正しております。(2)の入札実施手続です。提案書類、今まで総合評価落札方式にのっとり提案書類を提出いただいております。業務運営を実施できるかどうか判断するだけですので、業務運営の具体的な方法およびその質の確保に関する書類を提出いただく形に変更しております。ですので、「総合評価のための」という文字を削除しております。

それから、9-2ページにいきます。落札者を決定するための評価の基準その他落札者に決定する事項です。今まで総合評価落札方式と記載させていただいていたものを最低価格落札方式で、入札参加資格の確認は、外部有識者を集めて「技術審査会」において行うとしていたところを「文部科学省」が確認する形に変更しております。

それから、(1)です。「落札者を決定するための評価の基準」を「入札参加資格の確認にあたっての質の審査の項目の設定」の形にしまして、今まで技術点、基礎点、加点とあ



って入札価格点ということで、技術点と入札額で落札者を決めていたものを入札参加資格を確認するための提案書類を出していただいて、全て満たされているか、満たされていないかだけで判断することにいたします。

次の9-4、9-5は、総合評価のときの評価基準ですので削除しております。9-6ページですが、落札者の決定事項です。入札参加のところで提出した提案書類を「全て満たした者のうち入札価格が予定価格の制限の範囲内」に入っていれば、「最低の価格をもって入札した者を落札予定者」とすると、総合評価落札方式から最低価格落札方式の変更に伴う修正をしております。それから、落札者が決定しなかった場合の措置についても、同じように総合評価落札方式から最低価格落札方式に変更させた修正を行っております。

次ですが、一番下の入札事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項につきましても、必要がなくなりました「PD・PO、有識者」「PD・PO会議、推進委員会の開催状況等」を削除させていただいております。

こちら10ページから16ページは、「調査分析」という部分を「運営管理」に変更したり、年度が変わったので29年度だった部分を30年度に変更しております。

続いて、総合評価落札方式から最低価格落札方式に変更するに伴い、今まで全部提案してくださいということだったので、調達仕様書の形ではなくて対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に確保される質に関する書類で詳細な内容を記載させていただいたのですが、その部分を調達仕様書の形で17ページ以降詳細を記載しております。これは全部新規的な部分になっています。実際は、前に戻って4ページや5-1から5-4ページ辺りのものを、こちらに総合評価落札方式から最低価格落札方式にあわせて修正しながら書き写した形になっております。

ページが飛びまして、続いて24ページです。委託業務の評価に関する事項です。こちらで最低価格落札方式に変更したとしても、市場化テストをやりながらも業務の質を保たなくてはなりません。どういう形で業務を進めていくかという提案書類を従前のとおり提出させていただいて、点数はつけませんが、業務を実施できるかどうかだけの判断はさせていただきますことにしております。

それから、別添3、従来の実施状況に関する情報の開示です。年度が進んだので29年度の部分を書き加えております。それから、こちら先ほども申し上げたとおり、PD・POの部分については従来の実施に要した人員で斜線を引いておりますし、ほかのところは会議の開催状況などはすいません、これは見え消しになっていないのですが削除させてい

いただきました。そのあと、平成29年度時点における研究課題一覧のところも、現状概算要求しているストーリーに合わせて、件数と予算を変更させていただいております。

ここまでが従前の実施状況に関する情報の開示になっています。それ以降は我々の内部の委託契約事務処理要領を参考につけさせていただいております。それから、進捗管理をしていただく補助金交付要項、補助金取扱要領、業務の期間等の一覧表をつけております。こちらは業務の期限期間一覧表もICTがなくなった部分を削除しているのと、提出期限等を来年のものにあわせて修正を行っております。

入札実施要項については以上ですが、最後にパブコメを実施した結果です。最後のページになると思います。すいません。きちんと見てから出したつもりだったのですが、個人の方から「てにをは」がおかしい部分があるというご指摘をいただいております。いただいた意見を踏まえて、要項（案）を修正したいと思っています。個人の方から受けている指摘の中に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領の中もわかりにくい部分がある、修正したほうがいい」というご意見をいただいております。こちらの我々だけでは修正できませんので、そちらについては担当と相談しながら修正させていただきたいと思っています。

それから、2番目に個人の方から本要項（案）に直接関わるものではない意見をいただいております。いただいた意見は本要項（案）に直接関わる意見ではないので、修正の必要はないと考えております。

それから、3点目です。「申請者が法人だったら法人番号を記載させるのが望ましいのではないか」というご意見をいただいております。契約する時点では法人番号を確認しておりますが、申請時点では法人番号を確認しておりません。この点を会計課等と相談して、今後どうするか決めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 よろしいですか。要項（案）の5-8ページに、業務を実施する上で必要とされる従業員の資質とあります。次のページを見ると、業務実施責任者から始まって総合調整担当者、研究管理担当者があって、その研究管理担当者の能力が専門用語がわかって研究業務に従事する研究者と同等以上の知識を有するものと書いてあります。これはいりますかという

ことです。業務の内容からしてここまでの人がほんとうにいるのかはよくわからなかったのですが。

○安田参事官補佐 スーパーコンピュータの専門家であればわかるかと思うのですが。

○小松専門委員 逆に言うと、受ける側はそういう研究者レベルの人を抱えていないと受けられませんよという話になると、単なる支援業務以上のものを求めることになりはしないかという気がします。これは多分、私が感じているのは、前の業務の名残で残っているのではないかと思います。今の業務の内容に対してもこういう研究管理担当者の人はいるのですかというそういう質問です。あるいは消し忘れではないかと私は思ったのですが、そうではないですか。

○安田参事官補佐 すいません。事業担当からお答えいたします。

○大西企画推進係長 業務の内容について、スパコンの開発運営になってきますからかなり専門的な知識を有することになるかと思えます。実際に専門家と書類等のやり取りをする際に、専門用語が理解できない者であればなかなかそこは厳しいかと思っています。

○小松専門委員 そうすると、かなり限定されるような気はします。そういう人がいる組織というと、おそらく1者や2者、2者いればいいのですが、1者にもしかしたら限られてしまうことにはなりませんかというそういう危惧をしています。大丈夫ですかということです。

例えば、民間の大きなコンピュータをつくっているような会社だったら、そういう人もいっぱいいると思います。そういうところはこういう仕事を受けるとは思えない。むしろ補助金をもらう側に回る可能性が高いわけです。そうすると、そういうところからの人たちは多分こういうところに入ってこないです。そうすると、そういう人がいるような、どちらかというと事務処理ですよね。事務的な仕事をやるような組織だと思えば、なかなかこれはハードルが上がってしまうような気がしたのですが、大丈夫ですかというそういうことです。大丈夫だとおっしゃるなら、それで構わないのですが。

○原参事官 実際に単なる事務作業ではなくて、課題の進捗管理をしながら評価の実務のようなこともやっていただくことになっています。全く話がわからないことだと困ると思います。

○小松専門委員 そこがよくわからないのですが、評価というところは、結局評価する人は外部の人ですよね。その組織の中の受けた側の人間が評価するわけではなくて、あくま

で評価のための事務作業のお手伝いということになります。そうすると、専門的な話は評価する評価委員の方がわかっている方がいい話であって、事務屋さんがその評価結果に対してああだ、こうだという話は普通ないですよ。

○安田参事官補佐　そういうことはありません。ですので、ここの研究管理担当者についても、今やっている法人さんでは、研究管理をしている人は企業のOBや大学の先生です。企業で研究管理をされた方や退官された後の人、そういう人を置いてやっている状況です。

○小松専門委員　それはそれでいいのですが、ただそういう業務を今回だいぶ変わった中で、必要なかどうかはそこがわかりません。必要であるということであれば、構わないですが。

○安田参事官補佐　まるっきりわからないというのは困りますね。

○小松専門委員　ああ、そうですか。

○原参事官　おっしゃったように、評価自体は外部のほんとうの専門家の先生にやっていただいて、事務局のようなことをやってもらうのがこの事業の中です。全く単語がわからなかったり、いろいろな先生がいろいろなコメントを言うのをうまく交通整理をしたりという仕事はどうしても必要になるので、全くわからないとかなり弊害はあると思います。その知識のレベルにもなると思います。

○小松専門委員　私のイメージだと、事務局はもう完全に事務局に徹して、例えば評価委員会の仕切りのような話もそれも外部の先生が、例えば主査という格好で来られて、そこで仕切って結論を出していただければそれでよろしいと。議論の中身に関しては、事務局側も一切わからなくてもいいぐらいにほんとうはするべきではないかと思います。

普通そうなのではないかと思います。いろいろな私も会議に出ます。事務局が言うてくることはときどきありますが、それはたまたまその方が専門知識があるからおっしゃるので、なくても別に私はそこまで……。

○原参事官　役所の中でいろいろ評価委員会をやるときも、我々も役人として評価を外部の先生方をお願いして、このような委員会、それに近いと思いますがお願いをして事務局をやります。先生方のご意見が全くわからないとそれはそれで困るので、我々自身も勉強します。我々は専門家ではありませんが、特にそういう研究課題の管理のようなかなり専門的なところについては、より専門性を持った方が事務局としてやっていただいたほうがいいかと思いました。

○小松専門委員　わかりました。そういうことであれば。そこが研究業務に従事する研究

技術担当者と同等の知識というのは、これは結構ハードルが高いような気がします。言葉がわかればいいというのであれば、多少コンピュータのことがわかる人であれば……。

○安田参事官補佐 表現方法については、また検討させていただいてご相談させていただきたいと思います。

○小松専門委員 これだとかなりハードルが高いように映ります。

○安田参事官補佐 そうですね。わかりました。

○古笛主査 いかがでしょうか。せっかく「調査分析」から「運営管理」とタイトルも変わっているので、そのハードルの高さです。事務支援なのに研究者と同等と言われると、ハードルが高く聞こえてしまうところがあるので、そこはご検討ください。

あとほかにございませんか。

○石村専門委員 同様の事業を行ったことのある事業者への声かけを行う手はどうですかというのとは前回お願い……。

○安田参事官補佐 今声かけをやろうとしていまして、ほかの部署の同様の事業の入札に参加している者のリストをいただきましたので、声かけしようと思っています。

○石村専門委員 大体、何者ぐらいですか。

○安田参事官補佐 三、四者になると思います。

○石村専門委員 声かけと業者間の公平性のバランスは必要だがという、前回その辺を気にされているというか、「声かけされたらどうですか」という話をする、必ず「公平性」というお話が出てきます。もしその点を気にされるのであれば、1つの基準といたっておかしいですが、声かけの基準をつくっておいて、その基準に当てはめて大丈夫だったという形のものをつくっておかれたほうがいいのではないかと。

具体的には、そんな多くの項目をつくる必要はなくて、例えばこちらの資料B-2の31ページの審査項目の形です。例えば4つ、4つ、1つの形に書いてあるような。そういくと5から10項目ぐらい、例えば過去に実績があるかどうかなど、そういう項目をつくっておいて、「この項目をクリアしたので声かけしました」とつくっておかれたほうがいいかと。

実は、ほかのところで問題が出てきた経験がありました。そのために「1つの基準をつくらんといかん」という話になりました。自分で提案しておきながら言うのもなんですが、そういう経験があるので、1つの声かけ、公平性を担保するための1つの手段として基準を、チェックリストのようなものを1つつくっておいて、それをチェックした結果「大丈夫

夫でした」という形で公平性を担保されてはどうかと思います。

○安田参事官補佐 その辺は会計部局と相談して考え、検討はします。今声かけを考えていたのは、以前行っていた事業者やほんとうに他部局で今実際やっている事業者なので、そんなには問題ないかと思っていました。

○石村専門委員 ありがとうございます。すいません。ほかの全く違うところで問題が出てきたことがありますして……。

○安田参事官補佐 わかりました。そこは慎重に対応させていただきます。

○石村専門委員 つくっておかれたほうが、まずまず後になって問題ないかと思います。検討してはいただけないでしょうか。私が提案した手前、ほかのところでも出てきてしまひまして、すいませんがよろしくお願いします。

○安田参事官補佐 わかりました。そのほかにも今インターネットのウェブページ上で、入札公告を拾って入札公告をジャンル分けして公表してくれている会社があります。情報はその会社が適当に拾っているようです。そういう会社を見つけたので、入札公告を出したときに掲載されているかどうかなど確認しまして、世間一般に入札公告を広まるような努力はしていきたいと考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 そうしますと、先ほど5ページの研究管理担当者の表現をということで、これはまた文部科学省からこの部分の新しい案をいただいたら先生方にメールを送ってチェックしていただきます。よろしいですね。了解されたらこちらを監理委員会に上げるということ。

○古笛主査 そうですね。という形でと思います。

あとそれから、パブコメに基づいて字句修正のところはいいのですが、それ以上に何か内容的に変えられるかもということが、もしございましたらその点も合わせてご報告いただけたらと思います。

○安田参事官補佐 わかりました。

○古笛主査 それを踏まえて各委員の先生方をお願いします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は概ね終

了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、先ほどの点をご確認いただいた後に私に一任いただきたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容について、何かその他の点について疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

（文部科学省退室）

— 了 —